

◎新潟海区漁業調整委員会指示第2号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和7年3月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、さけを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
田海川河口	河口中央より半径400メートル以内の海域	10月1日から12月31日まで